

埴町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月策定

令和8年5月改定

福島県埴町

目次

はじめに	1
第1部 計画策定の趣旨・位置付け.....	3
第1章 計画策定の趣旨	3
第1節 感染症危機を取り巻く状況	3
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	4
第2章 計画の位置付け	5
第1節 町行動計画の改定概要.....	5
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	6
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節 対策の時期区分.....	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
第5節 埴町行動計画の実効性を確保するための取組等	14
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	15
第1節 町行動計画における対策項目	15
第2節 横断的な視点	15
第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	17
第1節 対策推進のための役割分担	17
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	20
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	21
第3節 対応期	21
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25
第3章 まん延防止	27
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	28
第4章 ワクチン	29
第1節 準備期	29

第2節 初動期	31
第3節 対応期	32
第5章 保健	34
第1節 準備期	34
第2節 対応期	34
第6章 物資	36
第1節 準備期	36
第2節 対応期	36
第7章 町民生活・地域経済の安定の確保	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	38
第3節 対応期	38
用語集	42

はじめに

近年、気候変動等による環境変化や、開発の進展による都市化や人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。さらに、国際交流の進展や人や物の移動の高速化・大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなってきています。

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年（2020年）1月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、本町でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関や関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、多くの町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなりました。

この新型コロナへの対応を通じて、未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家及び県、町の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにしました。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではありません。次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年（2024年）7月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改定しました。

また、福島県においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、令和7年（2024年）3月、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を改定しました。

これに伴い、埴町においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、政府行動計画や県行動計画に基づき、学識経験者や県、各分野の関係団体等からの意見も踏まえ、「埴町新型インフルエ

¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

はじめに

ンザ等対策行動計画」(以下、「町行動計画」という。)を改定するものです。

次なる感染症危機に備え、国や県、関係機関との緊密な連携を図りながら、町行動計画等の実効性を高め、全町一丸となって感染症危機への対応力の向上に取り組んでいきます。

なお、政府行動計画及び県行動計画については、今後の新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとされているため、町行動計画についても必要に応じて改正するものとします。

第1部 計画策定の趣旨・位置付け

第1章 計画策定の趣旨

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生している。

とりわけ新型コロナは、令和元年（2019年）12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。本町においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活や社会経済に大きな影響を及ぼした。

感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要な観点である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パン

デミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本町の危機管理としても重大な問題である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

(1) 政府行動計画の作成・改定

国は、平成17年(2005年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえ、平成24年(2012年)4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)が制定されたことに伴い、平成25年(2013年)年6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。

令和元年(2019年)12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年(2024年)7月、政府行動計画を全面改定した。

(2) 県行動計画の作成・改定

県においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成17年(2005年)12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した後、平成25年(2013年)年12月には、特措法に基づき県行動計画を作成した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画の改定に伴い、令和7年(2025年)3月に県行動計画を改定した。

(3) 町行動計画の作成・改定

本町においても、国及び県の計画策定の動きを踏まえ、平成26年(2014年)年12月に、特措法に基づき「埴町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画及び県行動計画の改定に伴い、町行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

第2章 計画の位置付け

第1節 町行動計画の改定概要

町行動計画は、特措法第6条に基づく政府行動計画及び特措法第7条に基づく県行動計画と整合性を保ち、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び本町が実施する措置等を示すもので、特措法第8条に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

(1) 町行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等の町内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ③ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び町民への適切な方法による提供
- ④ 町民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ⑤ 生活環境の保全その他の町民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、本町の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し町長が必要と認める事項

(2) 町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

町行動計画の推進については、庁内各課室が連携を取りながら新型インフルエンザ等に関する情報共有や町行動計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、学識経験者、県及び各分野の関係団体等へ必要な対策や計画の見直しについて協議を行い、本町における新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

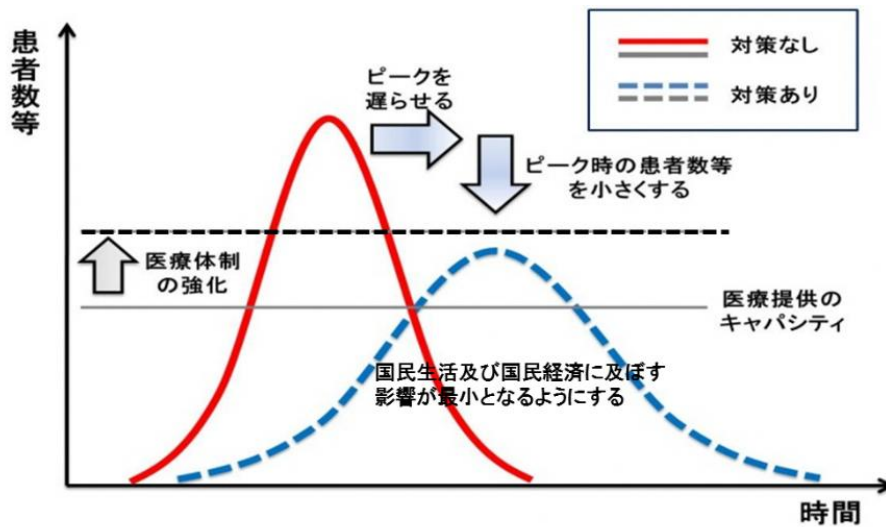
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、さらには本町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、生命及び健康、生活や社会経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 町民生活及び社会経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、患者や欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の概念図>



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。

また、科学的知見及び国の対策等を踏まえ、本町の地理的な条件、人口分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策

を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国、県が行う不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる必要がある。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット²、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

² 咳やくしゃみの飛沫により他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

第3節 対策の時期区分

(1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

【準備期】

- 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）
 - ・ 地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町民に対する啓発や県・町・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

【初動期】

- 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期
 - ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

- 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期
 - ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。
- ア 封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・ 国内・県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
 - ・ 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国内・県内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・ 対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・ 感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以

下のアからカまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、国や県が実施する情報収集・共有や分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
 - イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。
 - ウ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
 - エ リスクコミュニケーションの備え
有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーションについて平時からの取組を進める。
 - オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応
感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。
 - カ 国や県との連携等のためのDXの推進や人材育成等
国や県との円滑な連携等を図るためのDXの推進や人材育成等の取組を進める。
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神

的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集の体制整備を進める。

イ 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や JIHS 等によるリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

エ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、町民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県及び町は、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、町は、県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等、県との連携体制の整備等に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国や県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

町は、埴町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「町対策本部」という。）

を設置³した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第5節 埴町行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

本町行動計画に基づく対策等の取組状況について、客観的な数値や統計データ等の合理的根拠を活用した進捗管理に努め、定期的なフォローアップを行い、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

本町における新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、政府行動計画及び本県行動計画の改定を踏まえ、本町においても、適宜、行動計画の見直しを行う。

本町が行動計画の見直しを行うに当たっては、県と連携し、行動計画の充実に資する情報や、必要な支援を受ける。

(2) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであることから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナへの対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、県や町、医療機関、学校、高齢者施設等が、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図る。

³ 特措法第34条第1項の規定に基づかない、市町村の判断により任意に設置した場合も含む。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

政府行動計画、県行動計画を踏まえ、以下の7項目を本町行動計画の主な対策項目とする。

なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の(1)及び(2)の事項とする。

(1) 国、県、市町村及び関係機関の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、市町村が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。また、町は町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、町民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、市町村及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国と県・町が平時から意見交換を行い、国と県・町等が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、都道府県間の連携、県と市町村等

との連携、保健所間の連携など広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

(2) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

DXの推進は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータ利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

接種対象者の特定や接種記録の管理等のための予防接種事務のデジタル化及び全国ネットワークの構築に向けた標準化、国によるDX推進の取組を踏まえ、町は、県や医療機関との連携により、事務に従事する者の行動の変容に繋がる意識改革や運用が開始された技術の普及・活用促進にも取り組んでいくことが重要である。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画や医療計画、県行動計画の見直しについて協議を行う。

(3) 町の役割

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、町内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実や対処に関する全般的な方針など、基本的対処方針で示される内容に基づき的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練やN95マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は町民の生命・健康、日常生活、地域経済に大きな影響を及ぼす。町は、国・県・医療機関・関係団体・事業者・教育・福祉分野等の多様な主体と緊密に連携し、町の実情に即した実効的な対策を講じる。

平時から役割分担と指揮命令系統を明確化し、状況に応じ拡張・縮小が可能な組織と人員体制を準備する。研修・訓練を通じて課題の抽出と改善を継続し、定期的な会議体で関係機関連携を強化する。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時の準備に基づき、迅速な情報収集を行い、町長のリーダーシップの下で的確に政策判断・実行し、感染拡大の最小化、町民の生命・健康の保護、社会経済への影響の最小化を図る。（県20）

第1節 準備期

1-1 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、町行動計画を作成・変更する。
また、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

1-2 国、県、関係機関等との連携の強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

⁴ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する
- ③ 町は、第3節（対応期）3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行⁵や応援⁶の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表する等、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことに伴い、国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部⁷を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁸を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁹ことを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、必要に応じて、速やかに以下の実施体制をとる。

⁵ 特措法第26条の2第1項及び第2項

⁶ 特措法第26条の4

⁷ 特措法第34条第1項の規定に基づかない、市町村の判断により任意に設置されるもの。

⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁹ 特措法第70条の2第1項

3-1-1 事務の代行の要請・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁰を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援¹¹を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国や県の財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保¹²し、必要な対策を実施する。

3-1-3 県による総合調整への町の対応

- ① 県の総合調整に即応する体制を保持。町としては、関係機関への周知・現場調整・町民広報を担う。
- ② 県からの必要な指示に基づき、町内の通知・運用変更を迅速に実施する。

3-2 緊急事態宣言がなされた場合の対応

- ① 緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを踏まえ、国が緊急事態宣言を行った場合、町は直ちに対策本部を設置¹³する。
- ② 町は、県が行う総合調整（3-1-3）に基づく措置を前提としつつ、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹⁴。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。
- ④ 町は、国が緊急事態宣言を行わない場合においても、必要に応じて町対策本部を設置することができる。

なお、国、県の対策本部が廃止になったときは、速やかに廃止する¹⁵。

¹⁰ 特措法第26条の2第1項

¹¹ 特措法第26条の3第2及び第26条の4

¹² 特措法第70条の2第1項

¹³ 特措法第34条第1項

¹⁴ 特措法第36条第1項

¹⁵ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては情報が錯綜し、不安・偏見・差別や偽・誤情報が生じやすい。町は、その時点で把握している科学的根拠に基づく正確な情報を迅速に提供し、可能な限り双方向のコミュニケーションを通じて、町民、医療機関、事業者、教育機関等が適切に判断・行動できるようにする。平時から町民の感染症に対する意識の把握に努め、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備と取組を進める。

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 町は、国、県等と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混み回避等）や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時とるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を通じ、継続的かつ適時に、分かりやすく提供・共有する。
- ② 個人レベルの感染対策が地域全体の感染拡大防止に寄与することを一貫して啓発する。
- ③ 保育施設、学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等は県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、町は、学校教育の現場を始め、こどもにも理解しやすい表現・教材で情報提供・共有を行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

- ① 町は、国・県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する¹⁶。

¹⁶ 特措法第13条第2項

- ② 町は、健康福祉課と教育委員会が、県と連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

SNSの普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となっているとともに、一たび拡散された偽・誤情報への対処は困難である。町は、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する科学的知見に基づく情報を活用しながら、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう情報提供に取り組むとともに、町民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報に関し、情報提供・共有する媒体や方法について整理できるよう、県に協力する。

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、新型インフルエンザ発生時に、町民等からの一般相談に応じるため、速やかなコールセンター設置や日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚等が不自由な方等への適切な配慮に努める。

第2節 初動期

2-1 情報提供・共有

- ① 町は、国が準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえて提供する情報に基づき、県や関係団体等と情報提供・共有を行う。
- ② 町は、県と連携し、高齢者、こども、外国人、視覚・聴覚等が不自由な方々への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有を行う。
- ③ 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため国や県が情報提供のために立ち上げるウェブサイト等の情報を周知する。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請に基づき、コールセンターの設置や国が作成する Q&A 等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係部局で情報を共有する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 町は、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなり得ること等について、その状況等を踏まえつつ、町民に適切に情報提供・共有する。
- ② 町は、国や県、NPO 等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について町民等に周知するなど、県と連携し、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-4 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知する。

第3節 対応期

3-1 基本的な対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・ 情報提供・共有 (2-1)
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施 (2-2)
- ・ 偏見、差別等や偽・誤情報への対応 (2-3)

3-2 医療提供体制等の情報提供

町は県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について町民に周知する。

町は、ワクチンや治療薬等により対応が高まる時期において、県が相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置を講じた際は、県と協力し、町民等への周知を行う。

3-3 リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

町は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、県が行う情報提供・共有に協力する。

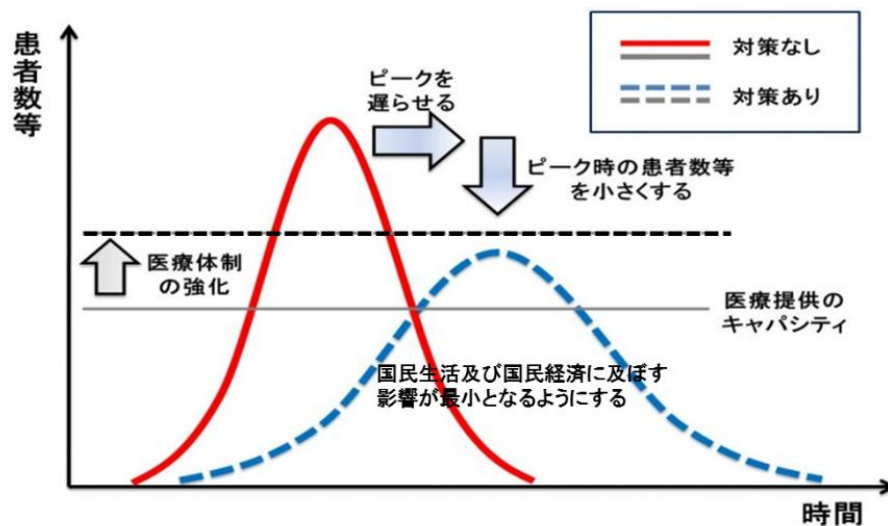
第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活および地域の社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療・保健サービスの提供とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲に患者数を収めることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策が重要である。

このため、町は病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれがある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、国・県と連携し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施された場合には、町は町民等に対し理解促進を図る。

一方で、特措法第5条において、自由と権利への制限は必要最小限とする旨が定められていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与えることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、病原性や感染性、ワクチン・治療薬の開発・普及等の状況変化に応じて、実施中のまん延防止対策の縮小・中止等の見直しを機動的に行う。

<対策の概念図> (再掲)



第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 基本的な感染対策の普及

- ・ 町は、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混み回避等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・ 自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事対応等について平時から理解促進を図る。
- ・ 町は、相談窓口の連絡先を一元的に案内する。

② 事業者・町民への理解促進

- ・ 国・県の要請に関する情報を、町として速やかに周知し、町内事業者団体等を通じて理解促進を図る。
- ・ 支援制度や相談窓口も併せて案内する。

第2節 初動期

2-1 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する基本的な感染対策に係る要請等

町は、国及び県と連携し、町民等に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨するとともに、国、県が行う要請に協力し周知を行う。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、町民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン

新型インフルエンザ等の流行時に、ワクチン接種によって町民の感染・発症・重症化を予防し、受診・入院・重症者を抑え医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、町民の生命と健康を守り、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながり、極めて重要である。

そのため、国・県との連携のもと、町は医療機関、関係団体、事業者等と協働し、平時から接種体制と実施方法の準備を進める。新型インフルエンザ等の発生時には、国の供給計画と県の方針を踏まえ、町としての接種会場・人員・資材の確保等を行い、迅速に接種を実施する。

第1節 準備期

1-1 ワクチン接種に必要な資材の確保等

町は平時からワクチン接種や接種会場設営に必要な物品の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2 ワクチンの供給体制

1-2-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

町は、県・卸売販売業者・町内医療機関と連携する。また、県とは連携方法と役割分担（県は広域配分調整、町は町内割当・会場運営・個別接種調整）について協議する。なお、以下の体制を町として整える。

- ① 町内医療機関の在庫・接種状況を迅速に把握できる連絡ルートと様式の整備
- ② 供給偏在発生時に、県調整のもとで卸在庫・医療機関間在庫の融通が可能となる調整手順の明確化

1-2-2 ワクチンの分配に係る体制の整備

町は、国の分配に係るシステムに対応し、県と連携して速やかに町内医療機関・集団接種会場へ分配できる体制を構築できるよう、分配方法等の手順書を整備する。

1-3 基準に該当する事業者の登録等（特定接種¹⁷の場合）

町は特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-4-2 特定接種

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち町民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

- ② 特定接種の対象となり得る町職員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-4-3 住民接種

町は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）町は、国等の協力を得ながら、当該町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（イ）町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討を進める。

¹⁷ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

1-5 情報提供・共有

町は、国・県情報に基づき、医療機関、教育機関等及び介護施設等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割・有効性・安全性、供給・接種体制、接種対象者・接種順位、接種後の健康観察や副反応対応を町民等にわかりやすく情報発信し、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

1-6 DXの推進

町は以下のような、スマートフォン等やマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう、必要な準備を進める。

- ① 接種勧奨通知の電子配信、予診票の事前オンライン入力
- ② 医療機関からの電子的な接種記録の入力・費用請求
- ③ 町民の接種履歴の閲覧、自治体間の履歴照会
- ④ 予約・受付・在庫管理・副反応報告のデータ収集連携

第2節 初動期

2-1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2 接種体制

2-2-1 予防接種に係る情報収集、提供・共有

- ① 町は、県と連携し、ワクチン供給量、資材、実施方法、予算措置等の情報を迅速・積極的に収集し、県との情報共有を早期に行うよう努める。
- ② 町は、相談体制の整備と相談窓口の周知を国・県と連携して実施する。

2-2-2 接種体制の構築

町内の接種会場確保、接種に携わる医療従事者等の確保、動線・スタッフ配置、資材配備、受付・予約開始など接種体制を構築する。国が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認める場合は、国・県・町が連携して必要な準備を行う。

第3節 対応期

3-1 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国又は県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

3-1-1 特定接種

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を実施する。

3-1-2 住民接種

3-1-2-1 予防接種体制の構築

町は、国が決定した町民接種の接種順位に基づき、町民等が速やかに接種できるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国、県と連携して、接種体制の準備を行う。原子力災害により住民票のある市町村の区域外に避難している者が接種を希望する場合に、避難先自治体で円滑に予防接種を受けられることができるよう、国・県、避難元自治体と連携して対応する。

3-1-2-2 接種開始及び接種体制の拡充

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。感染状況を踏まえ、必要に応じ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、移動困難な高齢者・障がい者向けの巡回接種・施設内接種を介護保険部局や医師会等と連携して接種体制を確保する。

3-1-2-3 接種記録の管理

町は、準備期に整備したワクチン分配システムを用い、自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた住民による履歴閲覧ができるよう、個人情報保護に配慮した接種記録の適切な管理を行う。

3-2 健康被害に対する速やかな救済

町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への健康被害救済制度について町民等へ周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、国や県等と連携し、迅速な救済に取り組む。

3-3 情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国や県からの要請を受けて、国や県に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国、県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なる。町は、県や関係機関と緊密に連携しつつ、町民の生命と健康を守るため、町内の感染状況、医療・福祉資源、生活支援体制に即した対策を機動的に実施する。

町は、県が担う検査・積極的疫学調査・広域調整等の専門機能を活用しながら、町民向け情報提供・相談体制、医療・介護・保育・教育等の地域サービス継続、住民合意形成を担う。また、県が実施する健康観察や生活支援に協力する等、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

第1節 準備期

1-1 人材の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保するための応援職員の派遣協力について、平時より県と協議を進める。

1-2 健康観察及び生活支援の準備

町は、平時から県と協議し、健康観察等への協力の準備を進める。

有事において、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅で療養する場合には、陽性者への食事の提供等¹⁸が必要となるため、町は県と連携し、地域全体で感染症危機に備えた体制の整備を進める。

第2節 対応期

2-1 情報共有

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する¹⁹。

¹⁸ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

¹⁹ 感染症法第16条第2項及び第3項

2-2 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察や生活支援の実施体制整備に協力する。その際、個人情報の適正管理を行う。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始め、消防本部等の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

町は、平時より新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等をするとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに定期的に備蓄状況等を確認する²⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼用することができる²¹。

- ② 町は白河地方広域市町村圏整備組合が救急事業に必要な個人防護具を備蓄できるよう、予算の確保を行うなど連携して取り組む。

第2節 対応期

2-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める²²。

²⁰ 特措法第10条

²¹ 特措法第11条

²² 特措法第51条

第7章 町民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生した場合、町民の生命・健康に被害が及ぶとともに、町民生活や地域経済活動に大きな影響が生じる可能性がある。町は、国・県と連携しつつ、町内の事業者・町民が平時から必要な準備を進められるよう勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活および地域経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を講じ、事業者・町民等は、平時の準備を基に事業継続と感染防止に努める。

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、デジタルが苦手な方、高齢者、障がいのある方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節1-1で定める感染症対策物資等に加え、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり必要な食料品や生活必需品等を備蓄する²³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁴。

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

²³ 特措法第10条

²⁴ 特措法第11条

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県の火葬体制方針を踏まえ、東白衛生組合の域内における火葬の適切な実施ができるよう火葬能力・稼働時間・人員体制を把握し、戸籍事務担当等関係機関との調整を行う。

第2節 初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう、国、県が行う要請に協力し周知を行う。

2-2 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、次のとおり、必要な施策を講ずる。

- ① 自殺対策・メンタルヘルス支援を強化し、相談窓口の拡充等を実施する。
- ② 孤独・孤立対策として、民生委員・社会福祉協議会と連動した見守り等を推進する。

- ③ 高齢者のフレイル予防として、在宅で可能な運動・栄養・口腔ケアの情報提供などを行う。
- ④ こどもの発達・発育に関する影響に配慮し、教育委員会・こども園等と連携した支援、保護者向け情報提供を実施する。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に対し、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事や衛生用品の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁵やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、次のとおり、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

- ① 学校の使用制限・臨時休業時は、オンライン学習・家庭学習教材の提供、通信環境が不十分な世帯への端末・通信支援等の検討を行う。
- ② 特別な支援を要する児童生徒への個別配慮、出席停止・出欠の扱い、学習評価の特例を周知する。
- ③ 保護者向け相談窓口や心身ケアの支援体制を確保する。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、物価動向・供給状況の調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合は、町行動計画に基づき適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資の

²⁵ 特措法第45条第2項

買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²⁶。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の運営主体である東白衛生組合と協議し、可能な限りの火葬炉稼働を要請する。
- ② 町は、搬送・火葬作業従事者と連携し、円滑な火葬を実施するよう努めるものとする。また、火葬能力に応じて臨時安置所を活用し、適切な保存を行う。
- ③ 町は、県の要請により、近隣市町村の火葬受入が困難な場合は広域火葬の応援・協力を実施する。
- ④ 町は、国からの要請に基づく県の要請に応じ、死亡者の増加により火葬能力超過が明らかになった場合は、直ちに一時安置施設を確保し、また、遺体の保存作業のために必要となる人員・資材を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時安置所において収容能力を超える場合は、町は、安置所拡充を速やかに行い、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑な火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、当町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた²⁷場合には、当該特例に基づき対応する。

3-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

町は、国及び県と連携し、町内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策を実施するよう県が行う要請に協力し周知を行う。

3-2-2 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民生活及び地

²⁶ 特措法第59条

²⁷ 特措法第56条

域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置、その他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的に講ずる²⁸とともに、関係者への周知を行う。

3-2-3 町民生活及び地域経済の安定に関する措置

- ① 町は、水道事業者として、新型インフルエンザ等緊急事態において町行動計画に基づき、職員のシフト分散、代替要員確保、薬品・資材の備蓄、設備保守、遠隔監視体制を強化し、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる²⁹。
- ② ごみ収集、上下水道、公共交通、学校給食、保育、福祉サービス等、生活基盤サービスの優先度を明確化し、業務継続計画や代替手段等により、適切に業務を行う。

²⁸ 特措法第63条の2第1項

²⁹ 特措法第52条第2項

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影

	響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 なお、感染症法に基づく医療措置協定において、N95マスク、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資の備蓄を推奨している。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感

	<p>染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由の

	ある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
感染症予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。